

青森県報

号外第六十六号

平成十八年
六月三十日
(金曜日)

規 則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十七号

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年三月青森県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条の二第二項ただし書」を「第二条の二第一項第二号及び第三号並びに同条第二項ただし書」に、「まで及び」を「まで並びに」に改める。

第二条の四を第二条の五とし、第二条の三の次に次の一条を加える。

（就業の場所から勤務場所への移動等）

第二条の四 条例第二条の二第一項第二号の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動は、次に掲げる移動とする。

一 一の勤務場所から他の勤務場所への移動

二 次に掲げる就業の場所から勤務場所への移動

イ 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三条第一項の適用事業に係る就業の場所

ロ 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条第一項に規定する職員の勤務場所

ハ その他勤務場所並びにイ及びロに掲げる就業の場所に類するもの

2 条例第二条の二第一項第二号の規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合は、次に掲げる法令の規定に違反して就業している場合とする。

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十八条第一項

目 次

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正…………… (人事課) …… 一

訓 令

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) …… 二
技能職員等の給与に関する規程等の一部を改正する訓令…………… (同) …… 三

教育委員会

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令…………… (職員福利課) …… 四
青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 四
学校職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 四

青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令…………… (県立学校課) …… 五

青森県立学校専決決規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 五

人事委員会

人事委員会規則六 一八（公益法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則…………… (職員課) …… 六

人事委員会規則一三 八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則…………… (同) …… 六

二 前号に掲げる法令の規定に類する法令の規定

3 条例第二条の二第一項第三号の規則で定める要件は、同号に掲げる移動が、単身赴任手当の支給を受ける地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）以下「法」という。（第二条第一項に規定する職員との均衡上必要があると認められる職員により行われるものであることとする。

第十六条第一項中「地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第十九条第一項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、第二十一号を削る。

附則第五項中「障害の等級」を「障害等級」に、「第二十九条第六項」を「第二十九条第八項」に改める。

附則第六項中「別表に定める」を「第二十九条第二項に規定する」に、「までの等級」を「までの障害等級」に、「障害の等級」を「障害等級」に改める。

別表中「別表に定める」を「第二十九条第二項に規定する」に改める。

第六号様式の別記の「注意事項」の3の⑤中「~~出先機関~~」を「~~出先機関~~」に改め、同様式の別記の「注意事項」の8の②のイ中「~~出先機関~~」を「~~出先機関~~」に改め、同8の③のオ及びカ中「~~別表に定める~~」を「第二十九条第二項に規定する」に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第四十三号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県職員服務規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十九号）の一部を次のように改正する。

第八条から第十条までを次のように改める。

第八条から第十条まで 削除

第十四条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、職員の時間外勤務及び休日勤務は、統合庶務システム（通信機器及び通信回線により相互に接続された電子計算機、印刷装置等の複合体を利用して行う職員の服務に関する届出等に係る業務処理の体系をいう。以下同じ。）を使用して時間外勤務等命令権者の命令を受けてすることができる。

第十六条中「出先機関」の下に「（地域県民局にあつては地域連携室及び部とし、出先機関の下部機関を含む。以下同じ。）」を加える。

第三十三条に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、職員は、統合庶務システムを使用して前二項の規定による届出等を行うことができる。

第三号様式及び第四号様式を次のように改める。

第3号様式及び第4号様式 削除

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成十八年七月一日から施行する。

（青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程等の一部改正）

2 次に掲げる訓令の規定中、「第八条、第九条」を削る。

一 青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程（昭和三十八年四月青森県訓令甲第七号）第十四条

二 青森県母子自立支援員に関する規程（昭和三十三年九月青森県訓令甲第六十二号）第十条

三 青森県婦人相談員規程（昭和三十三年七月青森県訓令甲第四十三号）第十条

四 青森県県営防災ダム管理人の設置等に関する規程（昭和四十二年六月青森県訓令甲第二十二号）第九条

五 青森県非常勤道路監視員規程（平成八年三月青森県訓令甲第二号）第十条

六 青森県非常勤ダム監視員規程（平成十年三月青森県訓令甲第十三号）第十条（青森県交通事故相談員の設置等に関する規程の一部改正）

3 青森県交通事故相談員の設置等に関する規程（昭和四十二年七月青森県訓令甲第三十一号）の一部を次のように改正する。
第九条中「から第九条まで」を削る。

（青森県出稼労働者相談員規程の一部改正）

4 青森県出稼労働者相談員規程（昭和四十七年四月青森県訓令甲第十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「、第七条、第八条及び第九条」を「及び第七条」に改める。

青森県訓令甲第四十四号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

技能職員等の給与に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

技能職員等の給与に関する規程等の一部を改正する訓令

（技能職員等の給与に関する規程の一部改正）

第一条 技能職員等の給与に関する規程（昭和三十六年一月青森県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第七項中「特殊自動車運転作業手当整理簿（第一号様式）を備え」を「前

項に規定する運転の作業に従事した職員に、特殊自動車運転作業手当の支給に關し必要な事項について統合庶務システム（通信機器及び通信回線により相互に接続された電子計算機、印刷装置等の複合体を利用して行う職員の服務に關する届出等に係る業務処理の体系をいう。以下同じ。）を使用して記録させ」に改め、同条第九項中「鶏ふん乾燥作業手当整理簿（第二号様式）を備え」を「前項に規定する乾燥作業に従事した職員に、鶏ふん乾燥作業手当の支給に關し必要な事項について統合庶務システムを使用して記録させ」に改め、同条第十一項中「野犬捕獲等作業手当整理簿（第三号様式）を備え」を「前項に規定する捕獲又は収容の作業に従事した

職員に、野犬捕獲等作業手当の支給に關し必要な事項について統合庶務システムを使用して記録させ」に改め、同条第十三項中「農業者育成業務補助手当整理簿（第四号様式）を備え」を「前項に規定する補助業務に従事した職員に、農業者育成業務補助手当の支給に關し必要な事項について統合庶務システムを使用して記録させ」に改める。

第一号様式から第四号様式までを削る。

（診療手当支給規程の一部改正）

第二条 診療手当支給規程（昭和二十七年三月青森県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「（備付簿冊等）」に改め、同条中「、つくしが丘病院長、精神保健福祉センター所長、あすなる医療療育センター所長及びさわらび医療療育センター所長」を「及びつくしが丘病院長」に改め、同条に次の一項を加える。

2 精神保健福祉センター所長、あすなる医療療育センター所長及びさわらび医療療育センター所長は、医師及び歯科医師である所属職員に手当の支給に關し必要な事項について統合庶務システム（通信機器及び通信回線により相互に接続された電子計算機、印刷装置等の複合体を利用して行う職員の服務に關する届出等に係る業務処理の体系をいう。）を使用して記録させなければならない。

（危険作業手当支給規程の一部改正）

第三条 危険作業手当支給規程（昭和三十三年三月青森県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（支給に關し必要な事項の記録）」に改め、同条中「危険作業手当整理簿（別記様式）を備え付け」を「第三条各号に掲げる作業に従事した所属職員に、手当の支給に關し必要な事項について統合庶務システム（通信機器及び通信回線により相互に接続された電子計算機、印刷装置等の複合体を利用して行う職員の服務に關する届出等に係る業務処理の体系をいう。）を使用して記録させ」に改める。

別記様式を削る。

附 則

この訓令は、平成十八年七月一日から施行する。

教 育 委 員 会

青森県教育委員会訓令甲第十一号

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年六月三十日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会職員服務規程（昭和三十七年七月青森県教育委員会訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第十条中、「定時までに出勤したことを証するため、出勤簿（第五号様式）に押印又は自署しなければならない」を、「執務にあたらなければならない」に改める。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

第十七条中、「時間外勤務等命令票（第八号様式）により」を削る。

第二十六条第一項中、「現住所」を「及び現住所に異動があつたときは、所属の長に」に改める。

第五号様式を次のように改める。

第5号様式 庶務

第六号様式を次のように改める。

第6号様式 庶務

第八号様式を次のように改める。

第8号様式 庶務

第十五号様式中「氏名、本籍、現住所、」を削る。

第十六号様式中「氏名、生年月日、本籍、現住所、」を削る。

附 則

この訓令は、平成十八年七月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第十二号

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年六月三十日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程（昭和四十一年十二月青森県教育委員会訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「人事委員会規則十三 八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の適用を受ける職員の例による」を「別に定める」に改める。

第十三条第一号中「及び」を「、」に改め、「第八条から」の下に「第十条まで、

第十二条から」を加え、同条第二号中「並びに第八条」を「第八条から第十条まで並びに第十二条」に改め、同条第三号中「及び第八条」を「第八条から第十条まで及び第十二条」に改める。

附 則

この訓令は、平成十八年七月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第十三号

庁 内 一 般
教 育 事 務 所
各 関 係 学 校

学校職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年六月三十日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

学校職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する訓令

学校職員特殊勤務手当支給規程（昭和三十六年八月青森県教育委員会訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「校長は、」の下に「手当の支給に必要事項を」を加え、「を作成し、必要事項を記入し、かつ、これを」を「に記録し、」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、手当の支給に必要事項を統合庶務システム（通信機器及び通信回線により相互に接続された電子計算機、印刷装置等の複合体を利用して行う職員の服務に関する届出等に係る業務処理の体系をいう。）に記録したときは、同項の規定による記録をしたものとみなす。

附 則

この訓令は、平成十八年七月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第十四号

各 県 立 学 校

青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年六月三十日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令

青森県立学校職員規程（昭和三十二年十一月青森県教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項を削る。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十八条中「命令は、別記様式第二十一号によるものとする。ただし」を「命令で」に改める。

第二十二条の見出し中「氏名等」を「履歴事項」に改め、同条中「現住所」を「及び現住所に異動があつたときは、校長に」に、「氏名等異動届」を「履歴事項異動届」に改める。

様式第十四号を次のように改める。

様式第十四号の二を削る。

様式第二十一号を次のように改める。

様式第二十一号を次のように改める。

様式第二十四号中「~~氏名等~~」を「~~氏名等~~」に改め、「~~氏名等~~、~~住所~~、~~出生年月日~~」を削る。

附 則

この訓令は、平成十八年七月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第十五号

各 県 立 学 校

青森県立学校専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年六月三十日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

青森県立学校専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県立学校専決代決規程（平成八年三月青森県教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号から第十三号までを二号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成十八年七月一日から施行する。

人事委員会

人事委員会規則六 一八（公益法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年六月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則六 一八（公益法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則

人事委員会規則六 一八（公益法人等への職員の派遣等）の一部を次のように改正する。

第九条中「又は有限会社」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則一三 八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年六月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一三 八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則

人事委員会規則一三 八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

第六条の二中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 勤務時間条例第八条の第二項第二号の人事委員会規則で定めるものは、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第三項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設にその子（当該放課後児童健全育成事業により育成されるも

のに限る。）を出迎えるため赴く職員とする。
第六条の四第一項中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 前二号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が勤務時間条例第八条の二第一項に規定する職員に該当しなくなった場合

第六条の七第一項中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 前二号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が勤務時間条例第八条の三第一項に規定する職員に該当しなくなった場合

第六条の十第一項中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 前二号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が勤務時間条例第八条の三第二項に規定する職員に該当しなくなった場合

附則

この規則は、公布の日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県
（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社
每週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭